

## 中間試案の取りまとめに向けた議論のためのたたき台(2)

- 5 第1 自筆証書遺言の方式要件の在り方
- 1 自書を要しない範囲  
財産目録について自書を要しないものとする現行規定を維持し、自書を要しない  
範囲を拡大しないものとする。
- 2 押印要件
- 10 上記1を前提に、押印要件については、以下の各案につき、どのように考えるか。  
【甲案】押印を要しないものとする。  
(注1)自筆証書にこれと一体のものとして財産目録を添付する場合において、  
その目録の毎葉にする押印要件（第968条第2項）及び加除その他の変  
更に際しての押印要件（同条第3項）についても、同様に押印を要しない  
15 ものとするのが考えられる。  
(注2)押印を方式要件としない場合であっても、遺言書に押印がされたとき  
は、当該押印は、真意性の担保等の機能を有し、真正性が争われた際には、  
民訴法第228条第4項により成立の真正が推定され得るほか、完成され  
たものであるとの認定にもつながり得ると考えられる。
- 20 【乙案】引き続き押印を要するものとする。  
【丙案】押印を要するものの、押印を欠いたとしても、他の方式要件を充足して  
おり、かつ、一定の条件を満たすことにより本人の意思に基づいて遺言が作  
成されたものと認められるとき（注3）は、遺言はなおその効力を有するも  
のとする。
- 25 (注3)例えば、本人が全文、日付及び氏名を自書したことにつき、相続人間等  
で争いが無い又は証拠から認定可能な場合、自筆証書遺言書保管制度を利用  
した場合などが考えられる。

(補足説明)

- 30 1 検討の前提  
自筆証書遺言の方式要件としては、遺言者自身による遺言書の全文（財産目録を除  
く）、日付及び氏名の自書並びに押印が定められている（第968条第1項及び第2  
項）。遺言書の全文、日付及び氏名の自書が要求される趣旨は、筆跡によって本人が書  
いたものであることを判定することができ、それ自体で遺言が遺言者の真意に出たも  
35 のであることを保障することにあり、また、押印が要求される趣旨は、遺言の全文等

の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解されている（最判昭和62年10月8日民集41巻7号1471頁、最判平成元年2月16日民集43巻2号45頁）。

## 2 自書を要しない範囲（本文1）

自筆証書遺言については、証人等が作成に関与せず、財産目録を除く全文等の自書の方式要件が真意性・真正性を担保し、また熟慮を促していると考えられることから、更なる方式要件の緩和によって、偽造・変造のおそれや遺言者が遺言の内容を十分に理解しないまま作成するおそれが増大することも考えられる。そのため、全文等を自書する負担に対しては、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けることによって対応することとし、自筆証書遺言における自書を要しない範囲については現行規定を維持することが考えられる。これまでの会議においても、自書を要しない範囲を積極的に拡大すべきとする意見はみられなかった。そこで、上記本文では、自書を要しない範囲を拡大しないとの考え方を提示している。

## 3 押印要件（本文2）

### (1) 検討の方向性

自筆証書遺言における押印の要否の検討に際しては、今後、押印をめぐる慣行ないし法意識がどのように変容していくかについても踏まえた上で、押印要件を維持した場合の不都合等とそれを廃止した場合の不都合等について考慮する必要があるところ、具体的な検討の方向性としては、以下の3つの案（【甲案】、【乙案】、【丙案】）が考えられる。

### (2) 【甲案】について

【甲案】は、①押印に用いる印章については制限がなく、認印であってもよいとされていることからすれば、真意性や真正性の担保に対する押印の役割が必ずしも大きいとはいえず、それらの担保は全文や氏名等の自書により図ることができるとも考えられること、②いわゆるコロナ禍において、押印の見直しの機運が高まったことやデジタル技術が進展したこと、③公正証書遺言において遺言者及び証人による押印は不要とされるなどの法改正が行われたことなどを踏まえ、重要な文書については、作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという慣行ないし法意識に変容が生じつつあるとの指摘があることも考慮し、押印要件を廃止する考え方である。

これまでの会議においても、押印については方式要件ではなく証拠の一つとして位置付ける整理でよいのではないかと、今後印鑑がますます使われなくなっていくと

考えられることからすれば、それを使うことを想定した方式要件である押印要件を廃止することもあり得るのではないかといった意見があった。

もつとも、押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしているとも考えられる。この点については、第3回会議において、押印要件を廃止した場合、署名要件がそれに代わるものとして認識されていくことになると考えられるため、上記機能を踏まえても、押印要件を廃止することで問題はないのではないかとの意見があった。

なお、押印要件を廃止した上で、文書の作成が完結されていることを担保するための押印に代わる新たな方式要件（例えば文章の末尾に署名する、封筒に入れる、冒頭に「遺言書」と記載するなど）を設けることについては、新たな方式要件を設けることは、方式を複雑化させかえって遺言の作成を躊躇させることになりかねないことから相当ではないとも考えられる。

【甲案】を採用し、遺言本文への押印要件を廃止する場合、財産目録の毎葉への押印要件及び加除その他の変更の際における押印要件についても、同様の方向性を検討すべきと考えられ、本文2の（注1）ではその旨を記載している。もつとも、第6回会議では、高齢者などにとっては押印の負担よりも署名する負担の方が大きいものであることからすれば、財産目録の毎葉にする押印及び署名並びに加除その他の変更の際における押印及び署名については、それらのうちいずれかがあれば足りるとし、選択的な要件とすることも考えられるのではないかとの意見が示された。この点については、平成30年7月に成立し公布された「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号）に先立ち行われた法制審議会民法（相続関係）部会における調査・審議において、加除その他の変更の際における押印及び署名要件に関し、署名は遺言者本人によるものか否かがある程度判別可能であるのに対し、押印は遺言者以外の者によっても十分押捺可能であるため、署名を外して押印のみでも足りるとすることについては特に慎重を期すべきである旨の指摘がされ、最終的に上記要件が維持されたことも踏まえ、選択的な要件とするものの当否について検討する必要があると考えられる。

また、第3回会議では、仮に押印がされたとしても、遺言の効力には影響せず、当該押印に基づく印影は証拠の一つとして位置付けられることを明らかにすべきであるとの意見があったことから、本文2の（注2）では、その意見を踏まえた上で、遺言書に押印がされた場合において、当該押印が果たす機能等として考えられるものを記載している。

### (3) 【乙案】について

【乙案】は、押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしているとも考えられること、他方で押印に用いる印章については制限がない上、遺言書は契約書等と異なり頻回に作成されるものではなく、また、単独で作成することがで

きるものであることからすると、押印要件があることによる負担はそれほど大きなものではないとも考えられることから、引き続き押印を要するものとする考え方である。

5 上記のとおり、押印をめぐる慣行ないし法意識に変容が生じつつあるとの指摘があり、そのこと自体は否定できないものの、遺言という方式行為の特殊性に鑑み、押印要件を存置することもなお考えられる（注）。

10 (注)【乙案】を採用した場合でも、押印を欠いた遺言がおよそ全て無効となるものではなく、個々の事案における裁判所の判断（押印要件の解釈）により救済される余地があることは、現行法下と同様である。なお、これまでの判例には、指印（遺言者が印章に代えて拇指その他の指頭に墨、朱肉等をつけて押捺すること）についても第968条の押印として足りるものとし、押印要件を柔軟に解釈したものがある（最判平成元年2月16日民集43巻2号45頁）。

15 (4) 【丙案】について

【丙案】は、仮に押印を方式要件とするとしても、それを欠いた場合の法的効果（サンクション）として遺言を無効とするまでの必要があるか疑問であるとした上で、原則として押印を方式要件としつつ、それを欠いた場合においても、他の方式要件を充足しており、かつ、一定の条件を満たすことにより本人の意思に基づいて遺言が作成されたものと認められるときは、遺言はなおその効力を有するものとする考え方である。

20 もっとも、この考え方については、上記「他の方式要件を充足しており、かつ、一定の条件を満たすことにより本人の意思に基づいて遺言が作成されたものと認められるとき」としてどのような場合を想定するか、また、相続開始後、誰が、いかなる手続ないし段階において、この一定の場合に該当するかどうかを判断するのかが問題となり、上記一定の場合の内容如何や判断の方法等によっては、遺言執行の場面において実務上混乱を生じさせるおそれがあるとの指摘や、平成30年民法改正により法定相続分を超える部分については相続登記が対抗要件とされ（民法第899条の2第1項）、迅速な登記が求められていることに沿わないとの指摘がある。

25 第6回会議では、このような指摘に対する対応として、遺言者の真意に基づく旨の裁判所の判断を得ることにより初めて遺言の執行が可能となると整理することについては、相続人に課せられることとなる手続的負担や、証人の関与が方式要件とされていない中で裁判所が心証を得ることは困難ではないかとの観点等から消極的な意見が示される一方、上記一定の場合について、例えば「自筆証書遺言書保管制度を利用した場合」とすれば、それに該当するか否かの判断を容易に行うことができ、

30 上記指摘に対応できるのではないかとの意見が示された。そこで、本文2の（注3）

35

では、上記一定の場合の例の一つとして、その旨を記載している（注）。

なお、「自筆証書遺言書保管制度を利用した場合」を想定する場合には、現行法令下では、保管の申請に係る遺言者が民法に規定する自筆証書によってした遺言に係る遺言書ではないときは、その申請を却下しなければならないとされている（法務局における遺言書の保管等に関する政令第2条第2号）こととの関係についても整理する必要がある。

（注）第6回会議における参考人ヒアリングでは、海外における方式要件を欠く場合の個別の救済方法として、アメリカにおける「実質的遵守の法理」（方式に欠陥のある不完全な遺言をすべて無効とするのではなく、その欠陥がなければ法律上の方式要件の目的を満たすといえる場合、裁判所は、当該遺言を法律上の方式と一致したものとして捉えることができる。）の適用、アメリカ及びカナダにおける「法律適用免除権限」（被相続人が当該書面をその遺言として意図していたという明白かつ確信的な証拠がある場合、裁判所は、法律上の方式との不一致を問題にせず、遺言を有効と認めてよい。）の適用が紹介されている。

## 第2 秘密証書遺言の方式要件の在り方

### 1 検討の方向性

秘密証書遺言については、下記2を除き、現行の方式要件を維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとする。

### 2 押印要件

(1) 公証人の押印要件については、これを維持することとする。

(2) 遺言者及び証人の押印要件（注）については、自筆証書遺言における押印要件の在り方（本文第1の2）を踏まえ、以下の各案につき、どのように考えるか。

【甲案】遺言者及び証人の押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き遺言者及び証人の押印を要するものとする。

【丙案】遺言者及び証人の押印を要するものの、押印を欠いたとしても、他の方式要件を充足しており、かつ、一定の条件を満たすことにより本人の意思に基づいて遺言が作成されたものと認められるときは、遺言はなおその効力を有するものとする。

（注）加除その他の変更の際の押印要件（第970条第2項、第968条第3項）を含む。

（補足説明）

### 1 検討の前提

秘密証書遺言の方式要件としては、①遺言者が証書に署名・押印すること、②遺言

者がその証書を封じ、証書に用いた印章で封印すること、③遺言者が公証人1人及び証人2人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びに筆者の氏名及び住所を申述すること、④公証人がその証書提出の日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名・押印することが定められている（第970条第1項、部会資料2の14頁参照）。すなわち、遺言者は、上記①（証書）、同②（封印）及び同④（封紙）の押印を、証人及び公証人は、上記④（封紙）の押印を、それぞれ行う。

なお、領事方式により秘密証書遺言を作成する場合については、日本の領事の駐在する地に在る日本人が秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う旨定められているところ（第984条前段）、令和3年5月に成立し公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）（デジタル一括化法）による同条の改正により、遺言者及び証人による封紙への押印（上記④）の要件が廃止された（同条後段。部会資料2の3頁参照）（注）。

（注）同改正による封紙への押印の廃止（領事方式遺言における上記④）については、外国に滞在する日本人は印章を所持していないことも多く、新たに印章を入手することも困難であるから、押印を要求することで領事方式の遺言の利便性が阻害されるおそれがあることを考慮するとともに、他方、領事方式の遺言の作成には領事が関与していること、外国においては署名により重要な取引行為等を行う慣行が存在することも多く、そこに居住・滞在する日本人もその慣行に従うと一般的に想定されることなどを踏まえ、署名のみによっても、遺言者の真意に基づく作成が担保されることが考慮された。

これに対し、領事方式による秘密証書遺言においては、領事が遺言の内容が遺言者本人の真意に基づくものであることを確認することが予定されておらず、遺言者の真意が正確に記載されていることを遺言書自体により明らかにする必要があることなどが考慮され、証書への押印及び封印（上記①及び同②）は、引き続き必要とされている。

## 2 検討の方向性（本文1）

秘密証書遺言は、公証人を含めた第三者に対して遺言の内容を秘密にしたままにすることができる点に特質があるところ、公正証書遺言に比してその作成件数は少数にとどまっており、秘密証書遺言に対する需要はそれほど大きいものではないとも考えられる。また、証書（遺言書）の全文について、必ずしも自筆であることを要せず、ワープロソフト等で入力しそれを印刷したものでも足り、第三者に委託してこれらの手段をとらせることも許されると解されていること（部会資料2・14頁参照）からすると、デジタル技術を活用した新たな方式を設ける必要性は高くないとも考えられる（注）。

そうすると、現行の方式要件を基本的に維持するとともに、デジタル技術を活用し

た新たな方式を設けないものとする考え方が考えられる。これまでの会議においても、この考え方について消極的な意見はみられなかったことから、本文1において、新たな方式を設けないものとする考え方を提示している。

5 (注) なお、秘密証書遺言の方式要件について、デジタル技術を活用した在り方を検討する場合、  
どの方式要件との関係でいかなるデジタル技術を活用するかについて検討する必要がある  
と考えられる。例えば、上記1③及び④の方式要件との関係において、遺言者が、公証役場  
10 に対し、郵送により封書を送付又はパスワードを付した遺言に係る電磁的記録を送信し、ウ  
ェブ会議を利用して公証人及び証人の前にそれを提出の上、自己の遺言であること等を申  
述し、公証人が電磁的記録をもって封紙に相当する証書を作成するものとする考え方も考え  
られる。

### 3 押印要件（本文2）

#### (1) 公証人の押印要件

15 令和5年の公正証書に係る一連の手続のデジタル化（令和5年公証人法改正。部  
会資料3の19頁参照）により、公証人は、電磁的記録をもって公正証書を作成す  
ることにつき困難な事情がある場合に限り、書面をもって公正証書を作成すること  
となる。この場合、公証人は、所属法務局等に提出した職印の印鑑により公  
20 正証書に押印しなければならない（改正後の公証人法第36条第2号、第40条第  
4項第2号）。これは、公証人による押印が、遺言者等の列席者による押印とは異な  
り、同法第21条第1項に基づき、氏名を自署して所属法務局等に提出した職印の  
印鑑によるものとされており、公証人による署名とあいまって、公正証書が公証の  
効力を有するための不可欠の要件であるとされていることによるものである。

25 そのため、封紙の性質上、電磁的記録によって作成することができないと解され  
ている秘密証書遺言については、引き続き公証人による押印を要することとなる。

公証人の押印が上記のように公証制度上の位置付けに根拠を有することを踏ま  
えると、秘密証書遺言における公証人の押印要件については現行規定を維持するこ  
とが考えられる。これまでの会議においても、この考え方について消極的な意見は  
みられなかったことから、本文2(1)の文末の記載について、部会資料6・本文第2  
30 の2（公証人の押印要件に係る部分に限る。）の記載（「・・・ことについて、どの  
ように考えるか」）から変更している。

#### (2) 遺言者及び証人の押印要件

ア 【甲案】は、自筆証書遺言において押印を要しないものとする場合（本文第1  
の2の【甲案】）に、その趣旨（真意性や真正性の担保に対する押印の役割が必ず  
35 しも大きいとはいえないこと等）に鑑み、秘密証書遺言における遺言者及び証人  
の押印についてもこれを要しないものとする考え方である。

5 なお、【甲案】を採用する方向で検討する場合であっても、遺言者による封印（上記1の②）については、内容漏洩のおそれを防止する趣旨であること、証書に用いた印章をもって行うことが要件とされていることも併せて考慮する必要があると考えられる。例えば、内容漏洩のおそれを防止する趣旨を重視すれば引き続き封印を要するものとするとも考えられる一方、証書への押印を要しないものとした場合には、封印を同一の印章により行うこと的前提を欠くこととなるため、封印も要しないものとした上で、封印に代えて封じる部分に署名をするものとするとも考えられる。

10 イ 【乙案】は、自筆証書遺言において引き続き押印を要するものとする場合（本文第1の2の【乙案】）に、その趣旨（押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしているとも考えられること等）に鑑み、秘密証書遺言においても、引き続き遺言者及び証人の押印を要するものとする考え方である。

15 ウ 【丙案】は、自筆証書遺言における押印要件について、原則として押印を求めるものとしつつ、それを欠いた場合においても、他の方式要件を充足しており、かつ、一定の条件を満たすことにより本人の意思に基づいて遺言が作成されたものと認められるときは、遺言はなおその効力を有するものとする場合（本文第1の2の【丙案】）に、秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印要件についても同様の案を採用する考え方である。

20 (注) なお、秘密証書遺言における遺言者及び証人による押印を不要とするか否かについては、自筆証書遺言における遺言者の押印を不要とするか否かとは別の考慮を要するとの考え方もあり得る。例えば、自筆証書遺言において押印を要しないものとする場合（本文第1の2の【甲案】）であっても、秘密証書遺言における遺言者による封印（上記1の②）については、上記アのとおり、内容漏洩のおそれを防止する趣旨があることに鑑み、維持するものとするとも考えられる。

### 第3 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

#### 1 現行規定を修正する場合の検討の方向性

##### (1) 危急時遺言について

###### 30 ア 死亡危急時遺言について

作成することができる場面及び方式については、現行規定を維持することとする。

###### イ 船舶遭難者遺言について

35 作成することができる場面については、現行の文言（船舶が遭難した場合）に限らず、航空機遭難や天災その他避けることのできない事象も広く含むことを明文化し、方式については、現行規定を維持することとする。

(2) 隔絶地遺言について

作成することができる場面については、現行の文言（伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者）に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行い得ない場所に在る者全てを含むことを明文化し、方式については、

（注）特別の方式の遺言における押印要件（第976条、第979条、第980条及び第982条により準用される第968条第3項）については、自筆証書遺言及び秘密証書遺言における押印要件の在り方を踏まえて検討することとする。

2 デジタル技術を活用した新たな方式を設ける場合の検討の在り方

作成することができる場面については、上記1の現行規定における検討を前提としつつ、方式については、現時点における普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方の検討を踏まえると、以下の各案のいずれかひとつ又は複数の規律を設けることとすることが考えられる。

(1) 危急時遺言について

ア 死亡危急時遺言について

【甲案】文字情報に係る電磁的記録による遺言とし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

① 証人1人以上の立会いがあること

② 遺言者が証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、電磁的記録に遺言の趣旨、日付及び遺言者の氏名を記録し、これを遺言者に読み聞かせ又は閲覧させること

③ 証人は、②の記録が正確なことを承認した後、これに証人の氏名を記録すること

④ 証人は、②③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること

【乙案】書面による遺言とし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

① 証人1人以上の立会いがあること

② 遺言者が証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨、日付及び遺言者の氏名を筆記又は電磁的記録に記録し、当該遺言の趣旨等が筆記された書面又は当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面を、遺言者に読み聞かせ又は閲覧させること

③ 証人は、②の書面の記載が正確なことを承認した後、署名すること

④ 証人は、②③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること

【丙案】録音・録画に係る電磁的記録による遺言とし、証人の立会いを要件とする方式

- ① 証人1人以上の立会いがあること
- ② 遺言者が、遺言の趣旨を口述すること
- ③ 証人は、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること
- ④ 証人は、③の電磁的記録を再生して遺言者に閲覧させ、その内容が正確なことを承認した旨及び自己の氏名を口述すること
- ⑤ ④の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること

イ 船舶遭難者遺言について

【甲案】文字情報に係る電磁的記録による遺言とし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人1人以上の立会いがあること
- ② 遺言者が口頭で遺言すること
- ③ 証人が、電磁的記録にその遺言の趣旨、日付並びに遺言者及び証人の氏名を記録すること
- ④ 証人は、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること

【乙案】書面による遺言とし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人1人以上の立会いがあること
- ② 遺言者が口頭で遺言すること
- ③ 証人が、遺言の趣旨、日付及び遺言者の氏名を筆記又は電磁的記録に記録すること
- ④ 証人が、③の筆記された書面又は電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面に署名すること
- ⑤ 証人は、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること

【丙案】録音・録画に係る電磁的記録による遺言とし、証人の立会いを要件とする方式

- ① 証人1人以上の立会いがあること
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること
- ③ 証人が、自己の氏名を口述すること
- ④ ②③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること

(2) 隔絶地遺言について

## 隔絶地遺言については、新たな方式を設けないこととする。

(補足説明)

### 1 検討の方向性

5 遺言は死者の最終の意思表示であり、遺言者の真意を確保するために、厳格な方式を遵守することが要求されているものの、特別な事情のもとにおいては、民法の要求する普通方式を遵守して作成しえない場合があり、この場合に、方式に従っていないことを理由として遺言を無効とすることはかえって現実に即しないことから、民法は、  
10 危急時遺言（死亡危急時遺言、船舶遭難者遺言）と隔絶地遺言（一般隔絶地遺言、在船者遺言）を認めている。このように、特別の方式の遺言は、厳格な方式が要求される遺言においては例外的なものと考えられており、遺言者が生存しているにもかかわらずこの方式による遺言を有効としておくことは後日の紛争をもたらすおそれがあると考えられることから、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月間生存するときは失効するものと定めている（第983条）。

15 このような特別の方式の遺言の趣旨や現行規定における規定の在り方等に照らすと、特別の方式の遺言の作成が認められる場面については、一般に普通方式（現行規定のみならず、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を含む）を遵守して作成し得ないと考えられる場面に限定することが相当であると思われる（注）。そして、そのような場面に置かれた者が遺言を有効に作成できることとするため、特別の方式の遺言のうち、死亡危急時遺言の方式要件に関しては普通方式における遺言よりも緩和されたものとし、船舶遭難者遺言の方式要件に関しては、死亡危急時遺言よりもさらに緩和されたものとして考えられる。一方で、一般隔絶地遺言及び在船者遺言の方式要件に関しては、公証人が遺言作成に関与できない場面下において、公正証書遺言や秘密証書遺言に代わるものとして作成が認められるものであることを踏まえると、公正証書遺言や秘密証書遺言に代わる方式として、どのような方式要件の在り方が相当かを検討する必要があると思われる。

20 以上の視点を前提として、これまでの議論を踏まえ、「現行規定を修正する場合の検討の在り方」については、現行規定において特別の方式の遺言の作成が認められる場面や方式を維持することを前提としつつ、現行規定の文言からは明らかでないものの解釈によって作成が認められている場面を明文化する考え方を提示している。また、  
30 「デジタル技術を活用した新たな方式を設ける場合の検討の在り方」については、現時点における普通の方式においてデジタル技術を活用した新たな遺言の方式等の在り方の検討を踏まえつつ、更に方式を緩和させた在り方として、考え得る案を提示している。

35

(注) 特別の方式によって遺言を作成することができる場合であっても、普通方式による遺言をす

ることは妨げられないとされており(東京高判昭和8年12月28日(新聞3662頁5号))、特別の方式によって遺言を作成することができ、かつ自筆証書遺言を作成することができる場合であっても、死亡危急時遺言の方式によって遺言を作成することが可能であり、自筆証書遺言の作成が可能であったことをもって当該死亡危急時遺言が無効となるものではないとされている。

5

## 2 現行規定を修正する場合の検討の在り方

(1) 部会資料6において、現行規定を修正する場合の検討の在り方として、船舶遭難者遺言及び隔絶地遺言を作成することができる場面について、現行規定の解釈を明文化する方向で修正することとし、その他の特別の方式の遺言の作成が認められる場面や方式要件については、現行規定を維持するとの検討の在り方を記載したところ、第6回会議において、このような検討の在り方に反対する意見は見受けられなかったことから、本文の記載は、部会資料6から変更はない。

10

(2) また、現代の通信技術の進展を踏まえ、インターネット等の通信環境が断絶された場所にある者について、一般隔絶地遺言に相当するような特別の方式を設けることを検討することの要否が問題となり得る。この点については、仮にインターネット通信環境下でのオンラインを利用した遺言の作成が標準的な作成方法となった状況下では、そのような標準的な作成方法による遺言作成が妨げられていることへの手当てとして、新たな特別の方式を設けることを検討することも考えられる。しかし、現時点では、オンラインによる遺言作成が標準的なものとなるか否かは明らかでないとも考えられる。そうすると、一般隔絶地遺言は、公証人が遺言作成に関与できない場面下において、公正証書遺言や秘密証書遺言に代わるものとして作成が認められるものであること、仮にインターネット等の通信環境が断絶されていたとしても、事実上及び法律上交通が自由になし得るのであれば、公証役場に赴くことが可能であり、あえて一般隔絶地遺言の作成を認める意義に乏しいと考えられることから、インターネット等の通信環境が断絶された場所にある者について、隔絶地遺言に相当するような特別の方式を設ける必要はないとも考えられる。

15

20

25

30

## 3 デジタル技術を活用した新たな方式を設ける場合の検討の在り方の概要

デジタル技術を活用した新たな方式を設ける場合の検討の在り方については、危急時遺言(死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言)について、それぞれ甲案、乙案及び丙案の3案を提示している。

危急時遺言においては、死亡の危急に迫られている状況下において、限られた時間内で作成することになると考えられることから、危急時遺言の作成を希望する者が、死亡の危急に迫られている状況下においても比較的容易に遺言を作成できるよ

35

うにするため、現時点において、広く社会に普及しており、かつ比較的デジタル機器に対する知識が乏しい者であっても容易に操作が可能なデジタル機器を用いることが望ましいと考えられる。そのため、各案においては、録音・録画を用いることを想定している。部会資料6で記載した録音・録画を用いる在り方として、遺言の内容を筆記した文書又は文書に代えて作成した文字情報にかかる電磁的記録による方式（第3の2(1)アの（ア））を、文字情報に係る電磁的記録を遺言とする方式である【甲案】と書面による遺言とする方式である【乙案】に分けた上、録音・録画した電磁的記録を遺言とする方式（第3の2(1)アの（イ））を【丙案】として整理している。

また、各案における証人の人数要件については、普通方式の遺言と異なり、危急時遺言の場合は遺言の日から20日以内に（第976条第4項）、船舶遭難者遺言の場合は遅滞なく（第979条第3項）、家庭裁判所に請求して確認の手続を経る必要があり、家庭裁判所において比較的記憶が鮮明な状態にあることが期待できる証人を取り調べるのが可能である上、遺言者が口授する状況等が撮影された録音・録画の提出を求め、その記録された内容を取り調べるのが可能であり、証人の立会い人数が1人であったとしても、最低限度の真意性・真正性を担保し得ると思われることから、各案のいずれについても、現行規定から証人の人数要件を緩和している。

なお、隔絶地遺言については、公正証書に係る一連の手続のデジタル化に加え、現行規定の下でもワープロソフト等のデジタル技術を活用する余地があり、新たにデジタル技術を活用した方式を設ける必要性は高いとはいえないと考えられること、デジタル技術を活用した新たな方式が必要となる場面を想定することができないとの指摘があったことなどを踏まえ、新たな方式を設けていない。

#### 4 死亡危急時遺言について

##### (1) 【甲案】について

ア 死亡危急時遺言における【甲案】は、遺言者から遺言を口授された証人がワープロソフト等で入力された文字情報に係る電磁的記録を作成するとともに、その口授する状況、遺言者への読み聞かせ又は閲覧させる状況、その電磁的記録が正確なことを承認し、証人の氏名を入力する状況を録音・録画した電磁的記録を作成する方式である。甲案は、部会資料7の普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の【甲案】につき、方式要件を緩和したものと位置付けられる。

イ 具体的な方式要件につき、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の【甲案】と比較すると、立ち会うべき証人の人数を緩和するとともに、電磁的記録に記録された遺言に録音・録画した電磁的記録を結合することを

方式要件としないこととしている。

証人の人数要件については、前記3記載のとおりであり、現行規定や普通的方式における新たな遺言の方式の【甲案】から証人の人数要件を緩和している。

5 加えて、現行規定では、証人3人以上の立会いが必要であるとしつつ、筆記した内容を遺言者及び他の証人に知らせ、筆記が正確なことを確認させるため、遺言者及び筆記者以外の証人に読み聞かせ又は閲覧させることが必要とされているところ、筆記した証人自身が読み聞かせ又は閲覧させることは必要ではなく、他の証人又は第三者がしてもよいとされており、各証人が筆記の正確なことを承認することとされている。そこで、③では、証人は、遺言者に②の記録の読み聞かせ又は閲覧させたことを踏まえて、②の記録の記載が正確なことを承認すること  
10 を要するものとしている。仮に証人2人以上の立会いがある場合においては、各証人において、②の記録の記載が正確なことを承認することを要するものと考えられる。

また、確認手続において遺言者が口授した状況等を録音・録画した電磁的記録  
15 の提出を求めることができることとなり、あえて電磁的記録に記録された遺言に、録音・録画した電磁的記録を結合する必要性に乏しいと考えられることから、方式要件としていない。

ウ なお、現行規定における遺言者が口がきけない者である場合の特則（第976  
20 条第2項）、遺言者又は他の証人が耳が聞こえない者である場合の特則（同条第3項）、確認手続に関する規定（同条第4項及び第5項）については、【甲案】においても適用されるものとすることが考えられる。

## (2) 【乙案】について

ア 死亡危急時遺言における【乙案】は、遺言者から口授を受けた証人が、ワー  
25 プソフト等で入力された文字情報に係る電磁的記録をプリントアウトした書面を作成し、遺言の趣旨の口授を受ける状況、遺言者に読み聞かせ又は閲覧させる状況、当該書面が正確なことを承認し、証人の氏名を署名する状況を録音・録画した電磁的記録を作成する方式である。乙案は、部会資料7の普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の【丙案】につき、保管制度の利用  
30 を前提としないよう方式要件を緩和したものと位置付けられる。また、現行規定と比較すると、証人の人数要件を3人から1人に緩和する代わりに、死亡危急時遺言の一連の作成過程を録音・録画することとした方式とも位置付けられ、遺言者が遺言書の記載内容を承認していることが録音・録画した電磁的記録によって担保され得る点で、現行規定よりも真意性を担保することのできる在り方である  
35 とも考えられる。

イ 具体的な方式要件の緩和の在り方として、証人の人数要件を緩和した点に関し

ては、前記3記載のとおりである。

ウ また、死亡危急時遺言における【甲案】と同様、現行規定における遺言者が口がきけない者である場合の特則（第976条第2項）、遺言者又は他の証人が耳が聞こえない者である場合の特則（同条第3項）、確認手続に関する規定（同条第4項及び第5項）については、【乙案】においても適用されるものとすることが考えられる。

(3) 【丙案】について

ア 死亡危急時遺言における【丙案】は、遺言者が口頭で遺言の趣旨を口述することとし、その様子を録音・録画した電磁的記録を遺言とする方式であり、部会資料5の第1後注に対応する方式と位置付けられ、口頭による遺言を認めている点において、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式のいずれの案よりも方式を緩和するものと位置付けられる。

イ 具体的な方式要件の緩和の在り方として、証人の人数要件を緩和した点に関しては、前記3記載のとおりである。

また、現行規定では、筆記した内容を遺言者及び他の証人に知らせ、筆記が正確なことを確認させるため、筆記した書面の読み聞かせ又は閲覧させることとされているところ、口頭による遺言を録音・録画した場合であっても、遺言者において、言い間違いの有無や不明瞭な口述内容についての補足説明の要否につき確認する必要があると考えられることから、録音・録画した電磁的記録を再生して遺言者に閲覧させることとしている。加えて、現行法では、筆記の正確なことを証明するために証人の署名・押印を要求しているところ、これに代わるものとして、遺言者が遺言の趣旨を口述する状況を録音・録画した電磁的記録を再生し、遺言者に閲覧させる状況についても、録音・録画した電磁的記録を作成することとしている（注）。

ウ 現行規定における遺言者が口がきけない者である場合の特則（第976条第2項）、及び確認手続に関する規定（同条第4項及び第5項）については、【丙案】においても適用されるものとすることが考えられる。

これに対し、遺言者又は他の証人が耳が聞こえない者である場合の特則（同条第3項）については、遺言の趣旨の口授を受けた者又は申述を受けた者は、遺言者が遺言の趣旨を口述する状況又は遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述する状況を録音・録画した電磁的記録を再生するとともに、その音声につき、通訳人の通訳によりその遺言者又は他の証人に伝えることとすることが考えられる。

(注) 遺言者が遺言の趣旨を口述する状況を録音・録画した電磁的記録を再生して遺言者に閲覧させる状況についても、録音・録画した電磁的記録を作成するこ

とに代えて、遺言者が遺言の趣旨を口述する状況を録音・録画した電磁的記録に対し、証人が、自己の名前で電子署名の措置を講ずることとすることも考えられる。もっとも、証人名義の電子署名では、遺言者において、遺言の趣旨を口述する状況を録音・録画した電磁的記録を再生して閲覧した事実が客観的には明らかにならないといった指摘や、証人が電子証明書の発行を受け、電子署名の措置を講ずることが可能であるとは限らないといった指摘が考えられる。

## 5 船舶遭難者遺言について

### (1) 【甲案】について

- ア 船舶遭難者遺言における【甲案】は、死亡危急時遺言における【甲案】から、さらに方式要件を緩和させた方式であると位置付けられる。
- イ 死亡危急時遺言における【甲案】と比較した場合の具体的な方式要件の緩和の在り方としては、船舶遭難者遺言においては、現行規定においても、遺言は口頭でし、証人がその趣旨を筆記することとされているものの、その筆記はその場でする必要はなく、遭難の状態が止んでから記憶に基づいて筆記すれば足り、遺言者に読み聞かせ又は閲覧させることも不要とされていることから、遺言者が遺言の趣旨を口述する状況を録音・録画した電磁的記録を再生して遺言者に閲覧させることを不要としており、録音・録画の対象も、遺言者が遺言の趣旨を口述する状況に限定することとしている。
- また、証人の人数要件を緩和した点に関しては、前記3記載のとおりである。
- ウ 現行規定における遺言者が口がきけない者である場合の特則（第979条第2項）、及び確認手続に関する規定（同条第3項後段及び第4項）については、【甲案】においても適用されるものとすることが考えられる。

### (2) 【乙案】について

- ア 船舶遭難者遺言における【乙案】は、死亡危急時遺言における【乙案】から、さらに方式要件を緩和させた方式であると位置付けられる。また、現行規定と比較すると、証人の人数要件を2人から1人に緩和する代わりに、遺言の趣旨を口述する状況を録音・録画することとした方式とも位置付けられ、証人による証言以外にも、遺言者が口述した遺言の趣旨を明らかにする証拠が存在する点で、現行規定よりも真意性を担保することのできる在り方であるとも考えられる。
- イ 死亡危急時遺言における【乙案】と比較した場合の具体的な方式要件の緩和の在り方としては、証人の人数要件を緩和した点につて、前記3記載のとおりである。
- ウ 現行規定における遺言者が口がきけない者である場合の特則（第979条第2項）、及び確認手続に関する規定（同条第3項後段及び第4項）については、【乙

案】においても適用されるものとすることが考えられる。

(3) 【丙案】について

5 ア 船舶遭難者遺言における【丙案】は、遺言者が口頭で遺言の趣旨を口述することとし、その様子を録音・録画した電磁的記録を遺言とする方式であり、死亡危  
急時遺言における【丙案】から、さらに方式要件を緩和させた方式であると位置  
付けられる。

10 イ 死亡危急時遺言における【丙案】と比較した場合の具体的な方式要件の緩和の  
在り方としては、船舶遭難者遺言における【甲案】と同様、遺言者が遺言の趣旨  
を口述する状況を録音・録画した電磁的記録を再生して遺言者に閲覧させること  
を不要としており、録音・録画の対象も、遺言者が遺言の趣旨を口述する状況に  
限定することとしている。したがって、死亡危急時遺言における【丙案】と異な  
り、作成すべき録音・録画に係る電磁的記録は1つで足りることとしている。

15 ウ 現行規定における遺言者が口がきけない者である場合の特則（第979条第2  
項）、及び確認手続に関する規定（同条第3項後段及び第4項）については、【丙  
案】においても適用されるものとすることが考えられる。

以上